資料１

# 国民健康保険制度改革の概要

## １　制度改革の目的

国民健康保険制度は、被保険者の年齢構成が高く医療費水準が高い、被保険者の所得水準が低く保険料負担が重い、財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者が全体の 1/4 を占めているなどの構造的な課題を抱えていることから、制度改革により、国民皆保険を支える重要な基盤である国民健康保険制度の安定的な運営を可能とする。

## ２　制度改革の内容

### (1)　公費による財政支援の拡充

毎年約 3,400 億円の財政支援の拡充により、国保の抜本的な財政基盤の強化を図る。

| 財政支援の内容 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度以降 |
|---|---|---|---|---|
| 低所得者数に応じた財政支援 | 1,700 億円 | 1,700 億円 | 1,700 億円 | 1,700 億円 |
| 財政安定化基金の造成 | 200 億円 | 400 億円 | 1,400 億円 | ※32 年度までに 300 億円積み増し |
| 保険者努力支援制度<br>自治体の責めによらない要因（精神疾患等）に対する財政支援　等 | | | | 1,700 億円 |

### (2)　運営の在り方の見直し（平成 30 年度～）

| 都道府県 | 市町村 |
|---|---|
| 財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営の中心的な役割を担う。 | 地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険料率の決定、賦課・徴収、保険給付、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き行う。 |

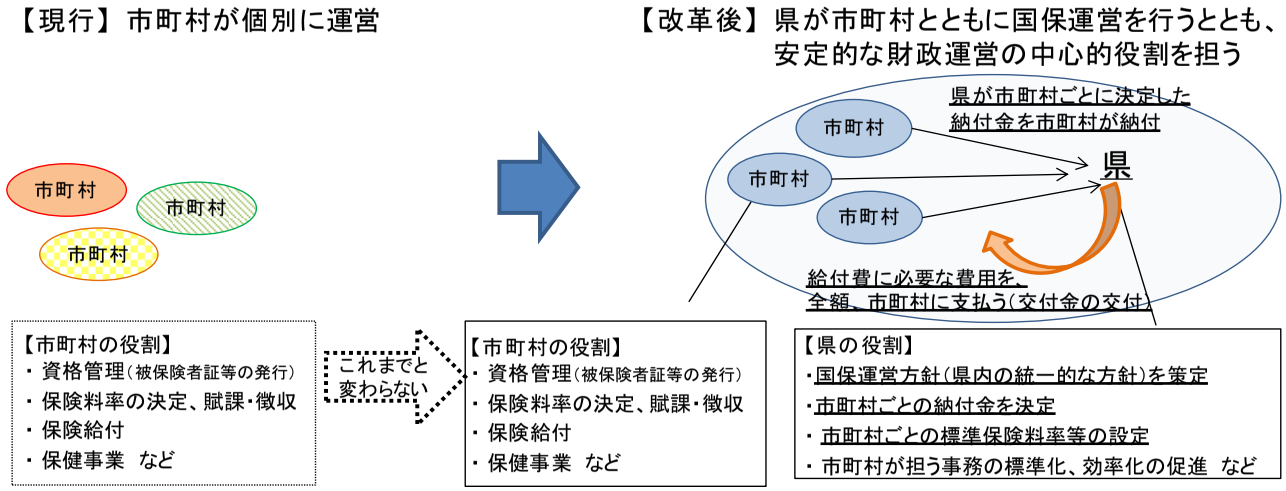


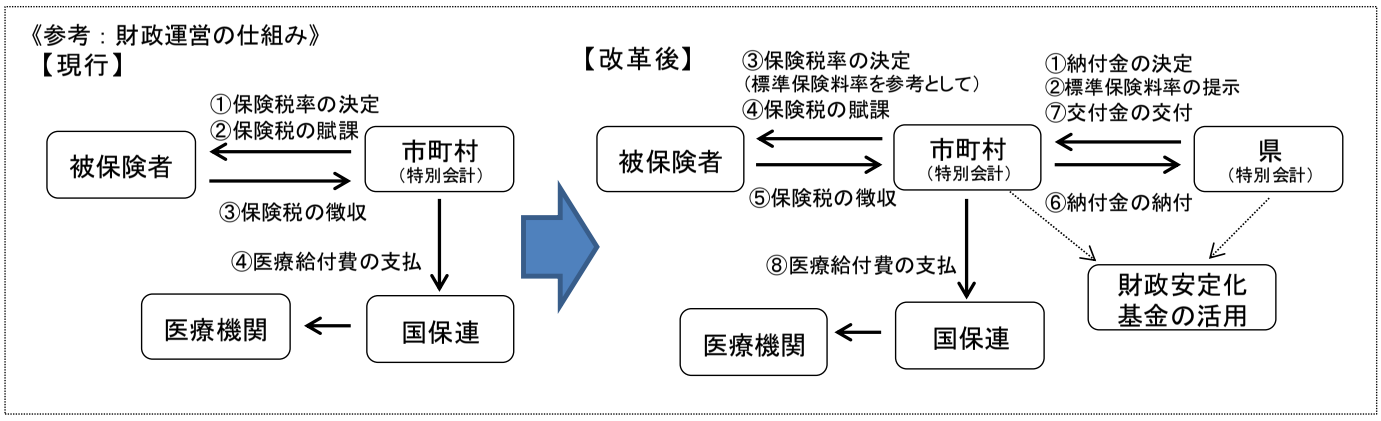

## ３　納付金・標準保険料率

### ⑴　納付金

・県全体の保険給付費から公費等を除いた、保険税で賄う必要がある費用について、医療費水準、所得水準等に基づいて、各市町村に割り振る。

・市町村は、徴収した保険税を財源として県に納付する。

### ⑵　標準保険料率

・各市町村が納付金を納めるために必要な税率を県が設定、公表する。

・市町村は、標準保険料率を参考とし、保健事業等の個別の事情を勘案して保険税率を決定する。

・標準保険料率を設定（公表）することで、市町村間の比較可能性を高める。

## ４　制度改革後の保険料の考え方

・国のガイドラインにおいて、「市町村間の医療費水準の格差が大きい場合には、原則として医療費水準に応じた保険料率とし、将来的に地域の事情を踏まえつつ、都道府県において統一した保険料水準を目指すこととする。」とされている。

・本県においては、医療費水準に約 1.5 倍の格差があるという状況などから、当面は、保険料の統一は行わず、市町村ごとに設定することとしている。

## ５　激変緩和措置

国保の財政運営の仕組みが変わる（納付金方式の導入等）ことに伴い、一部の市町村においては、被保険者の保険料負担が上昇する可能性があることから、保険料負担が急激に増加することを回避するための措置を講じる。

### ⑴　市町村ごとの納付金の額を決定する際の配慮

納付金の算定にあたって設定する、医療費水準・所得水準の反映係数は、国が示したガイドラインを基に、都道府県ごとに決定することが可能であることから、市町村間の格差を少なくするような係数を設定することも可能である。

（市町村間の格差を縮小する場合は、医療費水準の低い市町村が、高い市町村の負担をカバーすることになる。）

### ⑵　都道府県繰入金による配慮

納付金の算定にあたっての係数は、県で同一の係数を用いるため、個別の市町村についての激変緩和措置が行えるわけではないことから、県繰入金（現在の県特別調整交付金）による激変緩和措置を設ける。

## ６　国民健康保険運営方針

・都道府県は、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保のため、都道府県内統一的な運営方針を定め、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進する。

・対象期間は、平成 30 年度から平成 32 年度までとする。（３年ごとに見直し）

〔主な記載事項〕

| ＜必須事項＞ | ＜任意事項＞ |
|---|---|
| １　国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し<br>２　市町村における保険料の標準的な算定方法に関する事項<br>３　市町村における保険料の徴収の適正な実施に関する事項<br>４　市町村における保険給付の適正な実施に関する事項 | ５　医療費の適正化に関する事項<br>６　市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項<br>７　保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携に関する事項<br>８　施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整 |

7　平成 29 年度のスケジュール

| | 国 | 県 | 市町村 |
|---|---|---|---|
| H29.4 | | ○連携会議（4/27） | ○WG、連携会議における県との協議 |
| H29.5 | **【5～6 月】**<br>**○政令・省令公布**<br>**○条例参考例提示**<br>**【夏前】** | ○市町村長説明会（5/22）<br>**○運営協議会**（5/22）<br>・運営方針諮問、素案審議<br>・納付金・標準保険料率試算結果提示 | |
| H29.6 | **○納付金等の算定に向けた公費の考え方を提示**<br>**○納付金ガイドラインの見直し** | ※国が示す公費の考え方やガイドラインの見直し等を踏まえ、市町村と協議 | |
| H29.7 | | | |
| H29.8 | | ○連携会議 | |
| H29.9 | | ○連携会議<br>**○運営協議会**<br>・運営方針中間案審議<br>・納付金、標準保険料率算定方法審議（医療費水準・所得水準の反映状況、激変緩和等） | ○市町村運営協議会における議論 |
| H29.10 | **【10 月下旬】**<br>**○29 年度仮係数を提示** | ○運営方針に係る市町村法定意見聴取 | ○法定意見聴取への回答 |
| H29.11 | | ○連携会議<br>**○運営協議会**<br>・運営方針最終案審議、答申<br>・納付金・標準保険料率審議（仮係数による算定結果） | ○保険料率の算定（仮係数による算定結果に基づく算定） |
| H29.12 | **【12 月末】**<br>**○29 年度確定係数を提示** | **●運営方針決定**<br>**●国保法施行条例制定** | |
| H30.1 | | ○連携会議<br>・納付金・標準保険料率審議（確定係数による算定結果）<br>**●納付金・標準保険料率決定・通知** | ○保険料率の算定（確定係数による算定結果に基づく算定） |
| H30.2 | | | |
| H30.3 | | **●特別会計 30 年度予算決定** | **●保険料率決定（条例改正）**<br>**●30 年度予算決定** |

# 岩手県国民健康保険運営方針（素案）の概要

資料２－１

## １　基本的事項

**【策定の目的】**

○国民健康保険法の一部改正により、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村とともに国民健康保険の運営を担うこととなった。

○国民健康保険の安定的な財政運営、市町村の国民健康保険事業の広域的、効率的な運営の推進を図るため、国民健康保険法の規定により、県及び市町村の統一的な運営方針として「岩手県国民健康保険運営方針」を定める。

**【対象期間】**

平成30年度～平成32年度（３年ごとに見直し）

## ２　国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

**●国民健康保険事業の安定的な財政運営のために必要な財政収支の基礎となる医療費や財政の見通しについて定める。**

**【医療費の将来見通し】**

※岩手県医療費適正化計画（平成30年度～）の策定に合わせて、現在試算中。

**【赤字解消・削減の取組等】**

**(1)赤字等の定義**

○赤字とは、決算補填等目的の法定外繰入額と繰上充用金の増加額の合算額。

○赤字市町村とは、平成28年度決算に赤字が発生した市町村で、翌々年度に赤字の解消、削減が見込まれない市町村。なお、平成29年度以降に赤字が発生した場合も同様。

**(2)赤字解消・削減の取組**

○赤字市町村は、赤字解消・削減の取組、目標年次等の計画を県に提出。

**【財政安定化基金の運用】**

**(1)市町村に対する貸付・交付**

○各年度の保険税収納不足額分を貸付（３年間で償還）。

○特別な事情による場合は、収納不足額の1/2以内の額を県が交付。

○交付額は、国、県、当該市町村で1/3ずつ補填することが基本。

**(2)財政安定化基金の取崩し**

○保険給付費等交付金の財源が不足した場合は、基金を取り崩し、翌年度以降納付金に含めて徴収し、基金へ繰入れ。

**(3)特例基金の活用**

○納付金の仕組みの導入や算定方法の変更による国保税上昇分に係る激変緩和措置として、特例基金を活用。（平成35年度までの特例措置）

## ３　市町村における保険料(税)の標準的な算定方法

**●県が市町村標準保険料(税)率を示し、将来的な保険税負担の平準化を進めるため、保険料(税)の標準的な算定方法を定める。**

**【保険料(税)水準の統一】**

○医療費水準及び所得水準について市町村間の差異が大きいことなどから、当面の間は保険料(税)水準の統一は行わず、市町村ごとに設定。

○保険料(税)水準の統一の時期については、医療費適正化の取組等による医療費水準の平準化の状況等を踏まえて、運営方針見直しの際に検討。

**【納付金算定の考え方】**

○算定方式は、３方式（所得割、均等割及び平等割）とし、標準割合は、所得割50、均等割35、平等割15として算定。

○医療費指数反映係数（α）は、市町村間で医療費水準に差異がある場合は、α＝１（医療費指数を納付金に反映）として算定するのが原則。

○所得係数（β）は、全国平均を１として比較した岩手県の所得水準（0.8683）により算定するのが原則。

※医療費指数反映係数（α）、所得係数（β）は、今後、市町村との協議。

**【激変緩和措置】**

○納付金の仕組みの導入や算定方法の変更により、国保税が急激に増加することのないように、激変緩和措置により対応。

・激変が生じにくい医療費指数反映係数（α）や所得係数（β）の設定。

・県で定めた一定割合以上増加する場合は、県繰入金(２号分)を活用して、当該市町村に交付。

・県繰入金(２号分)の活用により、県繰入金(１号分)が減少した場合は、特例基金で補填。（平成35年度までの特例措置）

（１号分：現行の普通調整交付金、２号分：現行の特別調整交付金。１号分と２号分を併せて医療給付費等の９％が限度。）

※激変緩和措置の具体的な内容は、今後、市町村との協議。

**【標準的な保険料(税)算定方式】**

○算定方式は、３方式（所得割、均等割及び平等割）とし、標準割合は、所得割50、均等割35、平等割15として算定。

○標準的な収納率は、市町村ごとの直近３年分の平均収納率により設定。

## ４　市町村における保険税の徴収の適正な実施

**●安定的な財政運営のために、保険税の適正な徴収を実施するための取組について定める。**

**【収納率目標】**

○岩手県国民健康保険広域化等支援方針《第２期》（平成25年２月策定）による収納率目標と同様に、被保険者規模別グループごとに設定。

| 被保険者規模別グループ | | 現年度分収納率目標 | | 滞納繰越分収納率目標 |
|---|---|---|---|---|
| | | 収納率目標 | 既に収納率目標を上回っている市町村 | |
| Ⅰ | ５千人未満 | 95.57% | 平成27年度の当該市町村の収納率以上 | 各市町村の前年度滞納繰越調定額を下回る額 |
| Ⅱ | ５千人以上１万人未満 | 94.98% | | |
| Ⅲ | １万人以上2.5万人未満 | 94.32% | | |
| Ⅳ | 2.5万人以上 | 90.97% | | |

**【収納率向上の取組】**

○市町村の取組

・効率的な滞納処分、徴収体制強化、口座振替の推進、納付機会の拡大等

○県の取組

・岩手県地方税特別滞納整理機構の活用

・国保連合会との連携による市町村職員研修や収納アドバイザーの派遣等

## ５　市町村における保険給付の適正な実施

**●保険給付の実務が法令に基づく統一的なルールに従って確実に行われるための取組を定める。**

**【県による保険給付点検】**

○専門性・広域性を発揮した点検の実施について、費用対効果を踏まえながら市町村と協議。

○不正請求に係る返還請求事務の県への委託について、市町村と協議。

**【保険給付に関する取組】**

○県は国保連合会との連携により、市町村の取組を支援。

・療養費の支給適正化の好事例の横展開

・レセプト点検担当職員の資質向上のための研修会の開催

・医療保険と介護保険情報の突合等のレセプト点検の強化

・第三者求償事務の受託（国保連合会）範囲の拡大

**【高額療養費の多数回該当】**

○県内市町村間の住所異動について、世帯の継続性が保たれている場合は、高額療養費の多数回該当に係る該当回数を引き継ぐ。

○世帯の継続性の判断については、国の基準と同様。

## ６　医療費の適正化の取組

**●財政運営に当たり、医療費の適正化による財政基盤を強化するための取組を定める。**

**【医療費適正化に向けた目標】**

○岩手県医療費適正化計画（平成30年度～）との整合を図りながら目標を設定。

・後発医薬品の数量シェア80%

・特定健診実施率70%、特定保健指導実施率45%

・糖尿病の重症化予防の取組推進

・医薬品適正使用の推進

**【医療費適正化に向けた取組】**

○市町村の取組

・後発医薬品の普及・啓発、データヘルス計画のPDCAサイクルの実施、重複・頻回受診者への訪問指導の推進、「健康いわて21プラン」に基づく生活習慣病予防の取組等

○県の取組

・糖尿病性腎症重症化予防プログラムの策定、市町村共同による糖尿病性腎症重症化予防対策の検討等、県特別交付金による財政支援

※医療費適正化に向けた目標・取組は、岩手県医療費適正化計画（平成30年度～）を踏まえて修正の予定。

## ７　市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進

**●市町村事務の広域化・効率化を推進するための取組について定める。**

○市町村事務の広域化・標準化について、平成30年度以降、市町村担当者で構成するワーキンググループを設置し検討。

○具体的な取組例

・保険者事務の共同実施（高額療養費等）

・保健事業の共同実施（糖尿病性腎症重症化予防等）

・市町村事務の共通化（国保税・一部負担金減免基準、資格証明書・短期証の交付基準、葬祭費等）

## ８　保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携

**●国保保険者として、地域包括ケアの構築に向けた取組に留意し、保健・介護・福祉分野等の施策の連携について定める。**

○市町村の取組

・KDB、レセプトデータを活用した、課題を抱える被保険者の把握と働きかけ

・地域で被保険者を支える仕組みづくりへの参加、協力

・国保直診施設等の積極的活用

○県の取組

・保健医療サービスと福祉サービスの連携の好事例の横展開

・関連する県の他計画との連携を図り、地域包括ケア構築に向けた取組を推進

## ９　施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整等

○国保運営方針の推進に当たっての意見調整を行うため、県・市町村・国保連合会で構成する、岩手県国民健康保険連携会議を設置。

## Ⅲ　試算結果

### 1　試算の目的

平成 30 年度分の納付金及び標準保険料率を算定するにあたり、医療費水準の反映係数、所得水準の反映係数、激変緩和の方法等を、今後、市町村と協議していくための参考として、一定条件の下、試算したものである。

### 2　試算の前提条件

(1)　平成 30 年度から予定されている公費拡充（1,700 億円）は含めていない。

(2)　試算の基礎データ（市町村基礎データ等）は、平成 27 年度実績を基準とした。

(3)　国・県の特別調整交付金は平成 27 年度実績を反映した。

（ただし、震災による医療費増加に対する国特別調整交付金は、平成 27 年度と平成 28 年度の交付額の乖離が大きいため、平成 28 年度実績を反映した。）

(4)　市町村ごとの収納率は、直近 3 か年（平成 25 年度～平成 27 年度）の平均収納率を反映した。

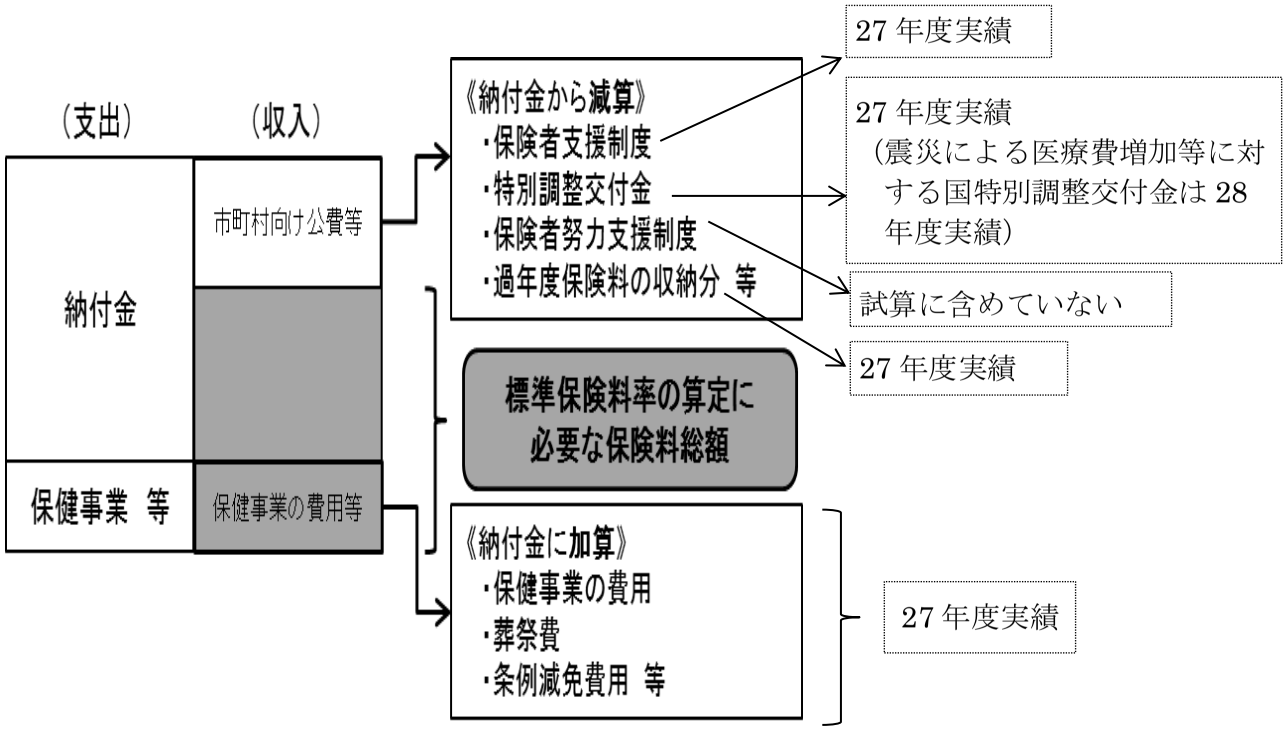


今回の試算は、市町村と協議を進めるための参考として、一定条件に基づいて算定したものであり、市町村によっては、平成 30 年度の納付金・標準保険料率が大きく変動する可能性がある。

## ３　試算の方法

### ⑴　医療費指数反映係数（α）

・納付金算定にあたり医療費水準をどの程度反映させるかを設定ための係数である。

・国のガイドラインでは、医療費水準に差異がある都道府県においては、α＝１を用いるのが原則とされている。

### ⑵　所得係数（β）

・県全体で必要な納付金総額を「応能分」と「応益分」に按分する際の、応能分の割合を設定するための係数である。

・国のガイドラインでは、全国平均を１として比較した都道府県ごとの所得水準（岩手県はβ＝0.8683）を用いるのが原則とされている。

### ⑶　今回の試算方法

医療費指数反映係数（α）・所得係数（β）の違いによる影響を把握するため、次の３つのケースで試算した。

ケース１：国のガイドラインに基づいた算定方法（α＝１、β＝岩手県（0.8683））

ケース２：医療費水準を半分程度反映した場合（α＝0.5、β＝岩手県（0.8683））

ケース３：所得水準の反映割合を応能分 100：応益分 100 とした場合（α＝１、β＝１）

## ４　試算の結果

### ⑴　ケースごとの１人当たり標準保険料率の比較

| | 最大の市町村 | 最小の市町村 | 差 |
|---|---|---|---|
| ケース１（α＝１・β＝岩手県） | 145,858 円 | 97,439 円 | 48,419 円 |
| ケース２（α＝0.5・β＝岩手県） | 138,449 円 | 102,581 円 | 35,868 円 |
| ケース３（α＝１・β＝１） | 146,630 円 | 97,059 円 | 49,571 円 |

①ケース１とケース２を比較すると、医療費反映指数（α）の差異が、標準保険料率に大きく影響する。（差額 12,551 円）

②ケース１とケース３を比較すると、所得係数（β）の差異が、標準保険料率に与える影響が少ない。（差額 1,152 円）

資料３－２

# 【標準保険料率（1人当たり保険税額）の試算結果について】

| No. | 保険者名 | 現状 | | 平成27年度保険税（現年分） | | ケース1：α＝1、β＝岩手県（0.8683） | | | | | ケース2：α＝0.5、β＝岩手県（0.8683） | | | | | ケース3：α＝1、β＝1 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 医療費指数 | 所得指数 | 27年度保険税（A） | 27年度保険税＋繰入金等（B） | 1人当たり標準保険料率（C） | 27年度保険税との比較 | | 27年度保険税＋繰入金等との比較 | | 1人当たり標準保険料率（D） | 27年度保険税との比較 | | 27年度保険税＋繰入金等との比較 | | 1人当たり標準保険料率（E） | 27年度保険税との比較 | | 27年度保険税＋繰入金等との比較 | |
| | | | | | | | 増減額（C）－（A） | 増減割合（C）/（A） | 増減額（C）－（B） | 増減割合（C）/（B） | | 増減額（D）－（A） | 増減割合（D）/（A） | 増減額（D）－（B） | 増減割合（D）/（B） | | 増減額（E）－（A） | 増減割合（E）/（A） | 増減額（E）－（B） | 増減割合（E）/（B） |
| | | | | 円 | 円 | 円 | 円 | % | 円 | % | 円 | 円 | % | 円 | % | 円 | 円 | % | 円 | % |
| 1 | 盛岡市 | 1.024 | 1.073 | 107,826 | 107,840 | 117,539 | 9,712 | 109.01% | 9,699 | 108.99% | 115,684 | 7,858 | 107.29% | 7,844 | 107.27% | 117,295 | 9,469 | 108.78% | 9,455 | 108.77% |
| 2 | 宮古市 | 1.099 | 1.075 | 89,697 | 108,211 | 129,795 | 40,098 | 144.70% | 21,584 | 119.95% | 124,205 | 34,508 | 138.47% | 15,994 | 114.78% | 129,785 | 40,088 | 144.69% | 21,574 | 119.94% |
| 3 | 大船渡市 | 1.056 | 1.181 | 112,864 | 115,449 | 133,180 | 20,316 | 118.00% | 17,730 | 115.36% | 129,299 | 16,435 | 114.56% | 13,850 | 112.00% | 134,209 | 21,345 | 118.91% | 18,760 | 116.25% |
| 4 | 奥州市 | 0.891 | 0.971 | 114,540 | 120,088 | 97,926 | ▲ 16,613 | 85.50% | ▲ 22,161 | 81.55% | 102,639 | ▲ 11,901 | 89.61% | ▲ 17,449 | 85.47% | 97,726 | ▲ 16,813 | 85.32% | ▲ 22,361 | 81.38% |
| 5 | 花巻市 | 0.929 | 0.898 | 92,918 | 99,640 | 105,719 | 12,802 | 113.78% | 6,079 | 106.10% | 108,593 | 15,675 | 116.87% | 8,952 | 108.98% | 105,380 | 12,462 | 113.41% | 5,740 | 105.76% |
| 6 | 北上市 | 0.905 | 0.959 | 96,527 | 98,690 | 109,039 | 12,511 | 112.96% | 10,349 | 110.49% | 113,102 | 16,575 | 117.17% | 14,413 | 114.60% | 108,737 | 12,209 | 112.65% | 10,047 | 110.18% |
| 7 | 久慈市 | 0.988 | 1.067 | 96,183 | 108,499 | 107,190 | 11,007 | 111.44% | ▲ 1,309 | 98.79% | 107,178 | 10,995 | 111.43% | ▲ 1,321 | 98.78% | 108,024 | 11,841 | 112.31% | ▲ 475 | 99.56% |
| 8 | 遠野市 | 0.982 | 0.918 | 93,951 | 105,042 | 102,325 | 8,373 | 108.91% | ▲ 2,717 | 97.41% | 102,581 | 8,630 | 109.19% | ▲ 2,460 | 97.66% | 101,945 | 7,994 | 108.51% | ▲ 3,097 | 97.05% |
| 9 | 一関市 | 0.907 | 0.940 | 102,859 | 111,255 | 101,907 | ▲ 952 | 99.07% | ▲ 9,348 | 91.60% | 105,725 | 2,866 | 102.79% | ▲ 5,530 | 95.03% | 101,320 | ▲ 1,539 | 98.50% | ▲ 9,935 | 91.07% |
| 10 | 陸前高田市 | 1.128 | 1.197 | 102,469 | 102,469 | 145,858 | 43,389 | 142.34% | 43,389 | 142.34% | 138,449 | 35,980 | 135.11% | 35,980 | 135.11% | 146,630 | 44,161 | 143.10% | 44,161 | 143.10% |
| 11 | 釜石市 | 1.163 | 0.907 | 90,752 | 90,752 | 128,186 | 37,435 | 141.25% | 37,435 | 141.25% | 119,624 | 28,872 | 131.81% | 28,872 | 131.81% | 127,446 | 36,695 | 140.43% | 36,695 | 140.43% |
| 12 | 二戸市 | 0.929 | 0.940 | 106,737 | 106,737 | 103,289 | ▲ 3,448 | 96.77% | ▲ 3,448 | 96.77% | 106,144 | ▲ 593 | 99.44% | ▲ 593 | 99.44% | 103,276 | ▲ 3,460 | 96.76% | ▲ 3,460 | 96.76% |
| 13 | 八幡平市 | 1.030 | 0.942 | 104,303 | 121,406 | 109,673 | 5,370 | 105.15% | ▲ 11,733 | 90.34% | 107,411 | 3,108 | 102.98% | ▲ 13,995 | 88.47% | 110,049 | 5,746 | 105.51% | ▲ 11,357 | 90.65% |
| 14 | 滝沢市 | 0.991 | 0.999 | 111,150 | 133,854 | 118,548 | 7,398 | 106.66% | ▲ 15,306 | 88.57% | 118,379 | 7,229 | 106.50% | ▲ 15,475 | 88.44% | 118,480 | 7,330 | 106.59% | ▲ 15,374 | 88.51% |
| 15 | 雫石町 | 1.042 | 1.062 | 95,787 | 154,262 | 128,755 | 32,968 | 134.42% | ▲ 25,508 | 83.46% | 125,959 | 30,172 | 131.50% | ▲ 28,304 | 81.65% | 129,465 | 33,678 | 135.16% | ▲ 24,798 | 83.92% |
| 16 | 葛巻町 | 0.972 | 1.071 | 102,854 | 135,224 | 127,568 | 24,714 | 124.03% | ▲ 7,656 | 94.34% | 128,374 | 25,520 | 124.81% | ▲ 6,850 | 94.93% | 129,121 | 26,267 | 125.54% | ▲ 6,103 | 95.49% |
| 17 | 岩手町 | 0.933 | 1.092 | 102,755 | 149,785 | 119,737 | 16,982 | 116.53% | ▲ 30,048 | 79.94% | 122,836 | 20,081 | 119.54% | ▲ 26,949 | 82.01% | 121,325 | 18,570 | 118.07% | ▲ 28,460 | 81.00% |
| 18 | 紫波町 | 1.012 | 0.895 | 91,855 | 97,174 | 115,847 | 23,992 | 126.12% | 18,673 | 119.22% | 114,660 | 22,805 | 124.83% | 17,486 | 118.00% | 115,432 | 23,578 | 125.67% | 18,259 | 118.79% |
| 19 | 矢巾町 | 1.084 | 1.070 | 110,572 | 116,651 | 142,992 | 32,421 | 129.32% | 26,341 | 122.58% | 137,770 | 27,198 | 124.60% | 21,118 | 118.10% | 143,663 | 33,091 | 129.93% | 27,012 | 123.16% |
| 20 | 西和賀町 | 0.937 | 0.819 | 100,815 | 137,249 | 116,102 | 15,287 | 115.16% | ▲ 21,147 | 84.59% | 118,559 | 17,744 | 117.60% | ▲ 18,690 | 86.38% | 115,458 | 14,642 | 114.52% | ▲ 21,792 | 84.12% |
| 21 | 金ケ崎町 | 0.901 | 0.866 | 102,235 | 102,235 | 105,391 | 3,157 | 103.09% | 3,157 | 103.09% | 109,452 | 7,218 | 107.06% | 7,218 | 107.06% | 104,727 | 2,492 | 102.44% | 2,492 | 102.44% |
| 22 | 平泉町 | 0.829 | 0.984 | 105,206 | 105,220 | 97,439 | ▲ 7,767 | 92.62% | ▲ 7,781 | 92.61% | 105,042 | ▲ 164 | 99.84% | ▲ 178 | 99.83% | 97,059 | ▲ 8,147 | 92.26% | ▲ 8,161 | 92.24% |
| 23 | 住田町 | 1.143 | 0.986 | 121,879 | 121,879 | 128,668 | 6,789 | 105.57% | 6,789 | 105.57% | 120,803 | ▲ 1,075 | 99.12% | ▲ 1,075 | 99.12% | 128,890 | 7,011 | 105.75% | 7,011 | 105.75% |
| 24 | 大槌町 | 1.324 | 0.961 | 108,791 | 121,709 | 132,492 | 23,701 | 121.79% | 10,783 | 108.86% | 115,919 | 7,128 | 106.55% | ▲ 5,790 | 95.24% | 132,070 | 23,279 | 121.40% | 10,362 | 108.51% |
| 25 | 山田町 | 1.167 | 1.090 | 101,515 | 115,046 | 117,308 | 15,793 | 115.56% | 2,262 | 101.97% | 107,779 | 6,264 | 106.17% | ▲ 7,267 | 93.68% | 118,332 | 16,818 | 116.57% | 3,287 | 102.86% |
| 26 | 岩泉町 | 1.003 | 0.894 | 95,107 | 114,440 | 108,912 | 13,805 | 114.52% | ▲ 5,527 | 95.17% | 108,142 | 13,035 | 113.71% | ▲ 6,298 | 94.50% | 108,590 | 13,483 | 114.18% | ▲ 5,850 | 94.89% |
| 27 | 田野畑村 | 1.075 | 1.086 | 97,411 | 126,502 | 126,193 | 28,782 | 129.55% | ▲ 309 | 99.76% | 121,517 | 24,106 | 124.75% | ▲ 4,985 | 96.06% | 127,269 | 29,858 | 130.65% | 767 | 100.61% |
| 28 | 普代村 | 0.846 | 1.225 | 95,382 | 106,454 | 100,301 | 4,919 | 105.16% | ▲ 6,153 | 94.22% | 108,035 | 12,653 | 113.27% | 1,582 | 101.49% | 102,174 | 6,792 | 107.12% | ▲ 4,279 | 95.98% |
| 29 | 軽米町 | 0.839 | 0.983 | 91,517 | 115,703 | 109,179 | 17,662 | 119.30% | ▲ 6,524 | 94.36% | 116,594 | 25,077 | 127.40% | 891 | 100.77% | 109,618 | 18,102 | 119.78% | ▲ 6,084 | 94.74% |
| 30 | 洋野町 | 0.908 | 1.202 | 106,960 | 130,221 | 122,183 | 15,223 | 114.23% | ▲ 8,038 | 93.83% | 126,604 | 19,644 | 118.37% | ▲ 3,617 | 97.22% | 124,198 | 17,238 | 116.12% | ▲ 6,023 | 95.37% |
| 31 | 野田村 | 1.008 | 1.333 | 96,531 | 123,720 | 132,031 | 35,500 | 136.78% | 8,311 | 106.72% | 130,897 | 34,366 | 135.60% | 7,177 | 105.80% | 134,055 | 37,524 | 138.87% | 10,335 | 108.35% |
| 32 | 九戸村 | 0.802 | 0.904 | 86,169 | 86,169 | 98,894 | 12,726 | 114.77% | 12,726 | 114.77% | 107,729 | 21,561 | 125.02% | 21,561 | 125.02% | 98,834 | 12,665 | 114.70% | 12,665 | 114.70% |
| 33 | 一戸町 | 0.947 | 1.000 | 98,447 | 144,477 | 116,302 | 17,855 | 118.14% | ▲ 28,175 | 80.50% | 118,383 | 19,936 | 120.25% | ▲ 26,094 | 81.94% | 116,839 | 18,392 | 118.68% | ▲ 27,638 | 80.87% |
| | 岩手県 | 1.000 | 1.000 | 98,456 | 107,156 | 113,937 | 15,481 | 115.72% | 6,781 | 106.33% | 113,937 | 15,481 | 115.72% | 6,781 | 106.33% | 113,937 | 15,481 | 115.72% | 6,781 | 106.33% |

2017年（平成2…
5月23…
火曜日
発行所
株式会社 岩手日報…
盛岡市内丸3番…
郵便番号 020…
©岩手日報社2…

■紙面へのご意見・ご…
提供は…編集、読者…
（平日…
▶電　話 019（654…
▶ファクス 019（653…
✉dokusya@iwate…

■岩手日報ホームペー…
http://www.iwate…

コ
コピ
コピー
コピーは

# 県平均、増税の見込み

## 県試算 検討本格化へ

## 国保 来年度から県に移管

市町村が財政運営する国民健康保険（国保）が2018年度から県に移管されるのに伴い、県は22日、県内市町村の保険税額の試算を公表した。国の指針に基づく試算では、1人当たりの標準的な年間税額は県平均11万3937円で、15年度に比べ5・56％の増額。15市町村が増額で、増加率は2〜42％となる。国の財政支援を加味していないほか、税率の設定により数字の変動が見込まれる。県と市町村は本県の状況にふさわしい税率の在り方を検討し、年度内に決定する。

県は同日、盛岡市内で開いた県国保運営協議会で、18年度の保険税額の試算を示した。全国の都道府県で検討のたたき台となる国の指針に基づく試算では、県平均の税額は15年度に比べ6004円増加する。

市町村別では、所得や医療費の水準が県平均より高い市町村は税額も上がる傾向で、15自治体が増加。最高額は陸前高田市が14万5858円で、15年度比4万3389円増となった。

反対に、18市町村は減額となり、一戸町が同6万849円減、岩手町が4万9634円減などだった。

県はこのほか、医療費の支出が多い自治体の負担を他の自治体が一定程度支える形で緩和する試算など2パターンも別に示した。

試算で「増額」となった宮古市は16年度に保険税率を引き上げており、市総合窓口課の大森裕課長は「さらなる市民の負担増は避けたい」と苦慮する。

国は制度移行に伴い、財政支援を講じる方向だが、試算は折り込んでいない。赤字補塡（ほてん）のため15年度、一般会計からの繰り入れを行ったのは10市町村。それらを加味すれば実際の保険税額は変わる可能性がある。

県や同協議会は市町村間で生じる差額についてどの程度が妥当かなどを今後分析。県全体の税率について来年1月の決定を目指す。

運営協議会長で県立大社会福祉学部の高橋聡教授（社会政策）は「実際に負担増となる自治体も少なくない。痛みをどう分かち合うか、県民が納得できるラインを探す必要がある」と課題意識を語る。

県健康国保課の藤原寿之総括課長は「大幅な増加が見込まれる自治体には激変緩和措置も検討しなければならない」と述べ、慎重に議論を進める方針だ。

**国民健康保険** 75歳未満の自営業や非正規雇用、無職などを対象とする公的医療保険。2015年度時点で県内31万1700人が加入（加入率24・5％）。加入者の年齢が高く医療費が膨らむほか、低所得者の加入も多く赤字になりやすい構造とされる。国は国保財政を安定させるため18年度、財政運営の主体を市町村から都道府県に移管。市町村ごとに保険税の算定方式を定める現行制度に対し、新制度は県が一律の算定方式で納付金を定め、市町村は徴収した保険税を県に納付する。

県内市町村別の保険税額試算（単位：円）

| | 1人当たり年額 | 2015年度との比較 |
|---|---|---|
| 盛岡市 | 117539 | 9699 |
| 宮古市 | 129795 | 21584 |
| 大船渡市 | 133180 | 17730 |
| 奥州市 | 97926 | ▲22161 |
| 花巻市 | 105719 | 6079 |
| 北上市 | 109039 | 10349 |
| 久慈市 | 107190 | ▲5282 |
| 遠野市 | 102325 | ▲2717 |
| 一関市 | 101907 | ▲9348 |
| 陸前高田市 | 145858 | 43389 |
| 釜石市 | 128186 | 37435 |
| 二戸市 | 103289 | ▲3448 |
| 八幡平市 | 109673 | ▲11733 |
| 滝沢市 | 118548 | ▲15306 |
| 雫石町 | 128755 | ▲25508 |
| 葛巻町 | 127568 | ▲7656 |
| 岩手町 | 119737 | ▲49634 |
| 紫波町 | 115847 | 18673 |
| 矢巾町 | 142992 | 26341 |
| 西和賀町 | 116102 | ▲21147 |
| 金ケ崎町 | 105391 | 3157 |
| 平泉町 | 97439 | ▲7781 |
| 住田町 | 128668 | 6789 |
| 大槌町 | 132492 | 10783 |
| 山田町 | 117308 | 2262 |
| 岩泉町 | 108912 | ▲5527 |
| 田野畑村 | 126193 | ▲309 |
| 普代村 | 100301 | ▲6153 |
| 軽米町 | 109179 | ▲6524 |
| 洋野町 | 122183 | ▲8038 |
| 野田村 | 132031 | 8311 |
| 九戸村 | 98894 | 12726 |
| 一戸町 | 116302 | ▲60849 |
| 県平均 | 113937 | 6004 |

※国の指針に基づく県試算。2015年度分は一般会計からの繰り入れなどをせず全て保険税で賄ったと仮定した金額。▲はマイナス

虫網を手に新緑の散策を楽しむ土坂奈津美さん親子＝22日、滝沢市・滝沢森林公園

## 心は夏模様 滝沢

22日の県内は高気圧に覆われて晴れ、36観測地点中12地点で30度以上の真夏日となった。滝沢市の滝沢森林公園では、若葉が強い日差しを浴びて輝いた。

同市巣子のパート土坂奈津美さん(34)は親子で虫網を手に、新緑の中を散策した。土坂さんは「森の中は日陰があって涼しいですね」と笑顔を見せた。

各地の最高気温は一関・千厩31・6度（平年比10・8度高）で5月の観測史上最高を記録。盛岡29・8度（同9・4度高）、大船渡29・6度（同10・4度高）、宮古18・7度（同0・1度低）など。

盛岡地方気象台によると、23日の県内は高気圧に覆われて晴れるが、湿った東寄りの風や気圧の谷の影響で時々曇る所がある見込み。内陸では夜遅くに雨が降る所もありそうだ。

## 「共謀罪」 きょう衆院通過へ

## 与党、採決強行の構え

**共謀罪** 日本が2000年に署名した国際組織犯罪防止条約は「重大な犯罪の合意（共謀）」などを犯罪とするよう求めている。これを根拠に政府は03〜05年に3度、共謀罪の新設を盛り込んだ組織犯罪処罰法改正案を国会に提出したが、適用対象が曖昧との批判が高まり、廃案となった。政府は20年東京五輪に向けたテロ対策を理由に、共謀罪の趣旨を盛り込んだ「テロ等準備罪」を新設する改正案を今国会に提出。適用対象を組織的犯罪集団と規定し、準備行為を構成要件に加えた。

た。

理事会で、与党は23日の衆院本会議での改正案採決を求めたが、野党は拒否。双方が折り合わず、佐藤氏が引き取り、本会議開会を決めた。

与党は本会議を23日午後…

…航するとみられ、自民党国対幹部は「本会議の開始は遅れそうだ」と指摘した。

これに関連し、自民、民進両党の参院国対委員長が断続的に会談。自民側は改正案が23日に衆院通過した場合、24日に首相が出席し…

…日である25日は民法改正案の審議が見込まれ、同委での組織犯罪処罰法改正案の質疑は30日になる可能性がある。

改正案によると、共謀罪の対象犯罪は277で、適用対象をテロ組織や暴力団…

## 風土計 2017・5・23

役所に入った息子の帰りが毎日遅い。残業が多く夜10時、11時にもなる。疲れ切った様子で、いつもの元気がなくなった。どこか良い転職先はないだろうか▼こんな相談を知り合いから受けた。転職と言っても安定度で公務員に勝る仕事はない。答えに窮する中、役所の様子が思い浮かぶ。県庁も一部は深夜まで明かりがついているし、沿岸の役所も復興事業で大変そうだ▼地方公務員の時間外勤務を初めて総務省が調べた。一人当たり残業時間は民間を上回り、過労死ラインを超える職員も少なくない。人は減らされたのに仕事は増える。部署にもよるが、気楽な仕えは昔の話らしい▼夏目漱石の「道草」で、主人公の兄が「小役人」として登場する。過酷な仕事を強いられ、年より早くけ込んだ。人が減らされることに絶えずびくびくしている。それでも家族のために働かざるを得ない▼「色沢（いろつや）の悪い顔をしながら、死にに行く人のように働いた」。今ならば過労死ぎりぎりだろうか。明らかに働き過ぎだが、職場では何の改善も行…

## 歴史トピック

5月23日（火…

▽1951年 チベット「解放」 中国政府とチベットの代表が「チベット平和解放に関する協議」の合意文書に署名した。中国政府はチベットに主権を有する根拠とするが、チベット仏教の最高指導者、ダライ・ラマ14世やチベ…

## 今日の紙面

一歩…
19 酪農家…

21 80歳竹…

16 県春季…
23 高田松…
24 障害児…
11声、時の人、…
14 15くらし、運…
19盛岡・県北 2…
別刷り …

ご購読申し込み、配…
0120・240…
お問い合わせ先
■出版物、掲載写…
■プレイガイド、後…
■広告のお申し込…
■その他のお問い…
（※ご購読関…

23日の天気

| 地点 | 最高 | 最低 | 降水確率 |
|---|---|---|---|
| 二戸 | 26 | 10 | 0/10/20 |
| 盛岡 | 28 | 13 | 0/10/20 |
| 宮古 | 2… | | 0/10… |
| 一関 | 26 | 14 | 0/10/20 |
| 大船渡 | 2… | | 0/10… |

降水確率は午前/午後/夜（％）。天気マークは…のち、…一時…。予想気温は最高、最低（℃）。

札幌　八戸　秋田
きょう　あす　あさって